

23 修身・体操の配当に関する予科専門部学則改正

(昭和十年三月)

(欄外注記1)		(欄外注記2)	
案起 昭和十年四月二日 学務主任 (宮崎印) (堀口印) (森田印) 学務部長 (代理・池田印) 学務課長 (池田印)	案起 昭和十年四月十七日 学務主任 (宮崎印) (堀口印) 学務部長 学務課長 (池田印)	進 学則変更認可申請 中央大学 右第三式經由印ヲ捺シ文部省 へ進達可然哉	下 同上ニ対スル指令 昭和十年四月十七日 認可 右第四式經由印ヲ捺シ 申請人へ送付可然哉
(欄外注記3)			
進	達	下	付

東專一二七号

中央大学専門部設立者

中央大学

昭和十年三月三十日申請学則中変更ノ件認可ス

昭和十年四月一日

文部大臣 松田源治

東專一二七号

中央大学

昭和十年三月三十日申請学則中変更ノ件認可ス

昭和十年四月一日

文部大臣 松田源治

進 達 願

(欄外注記4) 本学大学部並専門部学則改正認可申請書別冊主務省ニ御進達被成下度此段及御願候也

昭和十年三月三十日

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

中央大学学長 原 嘉道 印

東京府知事 横山助成殿

学則改正認可申請書

(欄外注記5) 本大学学則中別紙ノ通り改正致度学則改正要旨並理由相添へ此段認可申請候也

昭和十年三月三十日

神田区駿河台三丁目九番地ノ四

中央大学学長 原 嘉道 印

文部大臣 松田源治殿

改正理由

学則中左ノ如ク改正シ一層教育ノ徹底ヲ期セントス

各学部第一学年ノ憲法及行政法総論ヲ各第二学年ニ配シ法学

部第三学年ノ親族法相続法ヲ削リテ親族法ハ第一学年ニ相統

法ハ第二学年ニ行政法各論会社法及手形法ハ第三学年ニ配シ
 経済学部第二学年ノ貨幣論ヲ第一学年ニ配シ選択科目第二学
 年ノ市場論ヲ第一学年ニ配シ商学部第二学年ノ商業政策ヲ第
 一学年ニ配シ選択科目第二学年ノ市場論ヲ第一学年ニ配セン
 トス

(抹消)
 【学則改正要旨及理由】

第九条中

- 第一 法学部学科課程表必修科目第一学年ノ憲法二及行政法
 総論ニヲ削リ親族法ニヲ加ヘ第二学年ノ行政法各論二
 会社法二及手形法ニヲ削リ憲法ニ行政法総論二及相続
 法ニヲ加ヘ第三学年ノ親族法二及相続法ニヲ削リ行政
 法各論ニ会社法二及手形法ニヲ加フ
- 第二 経済学部学科課程表必修科目第一学年ノ憲法ニヲ削リ
 貨幣論ニヲ加ヘ第二学年ノ貨幣論ニヲ削リ憲法ニヲ加
 ヘ選択科目第一学年ノ行政法四ヲ削リ市場論ニヲ加ヘ
 第二学年ノ市場論ニヲ削リ行政法四ヲ加フ
- 第三 商学部学科課程表必修科目第一学年ノ憲法ニヲ削リ商
 業政策ニヲ加ヘ第二学年ノ商業政策ニヲ削リ憲法ニヲ
 加ヘ選択科目第一学年ノ行政法四ヲ除キ市場論ニヲ加
 ヘ第二学年ノ市場論ニヲ削リ行政法四ヲ加フ

学則第四十六条中第一子科第二子科共ニ学科課程表各学年ノ倫
 理ヲ修身ト改ム

附則

本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本則施行ノ際現ニ存スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学
 生ハ従前ノ規程ニ依ル

学則改正要旨及理由

- 専門部学科中左ノ如ク改正シ一層教育ノ徹底ヲ期セントス
 一 専門部各学科ノ倫理ヲ修身ト改メテ之ヲ各学年ニ毎週一時
 間配当ス

- 一 専門部法学科経済学科第一学年ノ憲法及行政法総論ニヲ第
 二学年ニ配シ法学科第三学年ノ親族法ニヲ第一学年ニ又經
 济学科第二学年ノ貨幣論ヲ第一学年ニ配セントス
 一 専門部各学科教練ヲ体操ト改ム

第七条中

- 第一 法科学科課程表必修科目第一学年ノ憲法ニ行政法総
 論ニ及倫理ニヲ削リ修身一及親族法ニヲ加ヘ第二学年
 ノ行政法各論ニ及会社法ニヲ削リ修身一憲法ニ行政法
 総論ニ及相続法ニヲ加ヘ外国語六ヲ四ト改メ第三学年
 ノ親族法ニ相続法ニヲ削リ修身一行政法各論ニ及会社
 法ニヲ加ヘ
- 第二 経済学科学科課程表必修科目第一学年ノ憲法ニ行政法
 ニヲ削リ修身一貨幣論ニ商業政策ニヲ加ヘ第二学年ノ
 貨幣論ニ商業政策ニ及倫理ニヲ削リ修身一憲法ニ及行

政法ニヲ加ヘ第三学年ニ修身一ヲ加フ

第三 商学科学科課程表必修科目各学年ニ修身一ヲ加ヘ第二
学年ノ倫理ニヲ削ル

専門部法学科各学年ノ教練トアルヲ体操ト改ム

附 則

本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則改正ノ際現ニ存スル法学科及経済学科第二学年並法学科第
三学年ノ生徒ハ従前ノ規定ニ依ル

〔添付学則省略・前掲資料19参照〕

(欄外注記1)

「収受亥学第二六三〇号」「判決四月二日」「施行四月四日」

(欄外注記2)

「判決四月十七日」「施行四月十八日」

(欄外注記3)

「完結」

(欄外注記4)

「東京府宿直・昭和十年三月三十日・亥学第二六三〇号」

(欄外注記5)

「東京府宿直・昭和十年三月三十日」

〔昭和十年学務課私立学校第一種冊の百四十四
318 D4 4〕